

「広報まつやま」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松山市広告事業実施要綱（平成18年要綱第27号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、松山市が発行する「広報まつやま」（以下「広報紙」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 広報紙に掲載する広告は、社会的信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格（縦×横）は、1号広告（45ミリメートル×120ミリメートル）、2号広告（45ミリメートル×244ミリメートル）とし、広告の掲載料は、別途市長が定める。

2 国、地方公共団体及びその外郭団体等が非営利目的で広告を行う場合又は市長が特別な理由があると認めたときは、前項の掲載料を減免することができる。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、広報担当課長が決定する。

(広告掲載枠)

第5条 広告の掲載枠は1月当たり1号広告で4枠、2号広告で2枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告の募集方法は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 広告代理店を通じて広告主を募集する方法

(2) 公募により、広告主を直接募集する方法

2 前項の募集を行う場合には、必要事項を市ホームページに掲載するものとする。なお、広告代理店を通じて広告主を募集する場合には、広告代理店の連絡先等を合わせて表示する。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は、「広報まつやま」広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、直接又は郵送で市長に提出しなければならない。

2 広告代理店を通じて広告主を募集しているものについては、広告代理店が本市に代わって審査及び申込を行うものとする。

3 市長は、前二項の規定による掲載申し込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

4 申込締切は、広報紙発行日の40日前とする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、原則として申し込み順に当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に「広報まつやま」広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

2 前項の規定に関わらず、申込者が広報まつやま広告枠の広告代理店である場合には、契約書に定められた額及び方法により支払うものとする。

（広告内容の変更）

第10条 市長は広告の内容及びデザイン等が実施要綱及びこの要領に抵触していると認められる場合は、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取り消し）

第11条 市長は次に掲げるものに該当する場合は、広告主への催告、その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認めたとき。

（広告掲載の取り下げ）

第12条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告料は返還しないものとする。

（広告掲載料の返還）

第13条 市長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

（広告主の責務）

第14条 広告主は広報紙に掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、平成 23 年 3 月 1 日から施行し、5 月 1 日号から適用する。

付 則

この要領は、平成 28 年 1 月 8 日から施行し、5 月 1 日号から適用する。

付 則

この要領は、令和 4 年 3 月 1 日から施行し、5 月 1 日号から適用する。